

傍聴規則における不当な差別的取扱いに抵触する規定について

(障害者支援局障害者政策課)

1 経緯

- ・令和4年8月、県内市民団体より、「県内の、2団体において、精神障害を理由に会議の傍聴を認めない趣旨の規定を設けている規則がある」との指摘を受けた。
- ・2団体どちらの規則も、「精神に異常があると認められる者」に対して、傍聴を禁止する旨が記載されていた。

2 県による確認

- ・該当する団体に対して確認をしたところ、どちらの規則も、「精神に異常があると認められる者」に対して、傍聴を禁止する旨が記載されていた。
- ・団体からは、「昭和50年代に制定され、今まで見直し等が行われておらず、指摘等もなかったため、削除がなされていなかった」と回答があった。

<傍聴規則の例>

(傍聴席への入場禁止)

第10条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 精神に異常があると認められる者
- (3) 酒気をおびた者
- (4) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (5) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

3 対応

- ・指摘を受け、精神障害を想起させる内容であり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の「不当な差別的取扱い」に抵触をすることから、どちらの団体も、対象条項を削除したことを確認した。
- ・県から、各自治体の障害福祉主管課に対し、本事案の周知を行い、同様の内容の規定がある場合には、規則の改正等を検討するよう依頼をした。